

船場センタービル8号館 貸会議室利用規約 ～ご利用申込の前に必ずお読みください～

(利用目的)

- 貸会議室は、会議・研修・セミナー・各種発表会等の目的で利用できます。利用者は事前に利用目的や内容を申込書に記入してください。内容によっては、確認をさせていただくことがあります。

(利用時間等)

- 利用時間には準備や後片付けを含みます。お申込み時間内の利用を厳守していただき、退出時間がきましたら速やかに退出して下さい。
- やむを得ない理由により利用を中止する場合は、早急にご連絡ください。貸会議室のドアに「主催者の都合により中止になった」旨を紙面に通知します。ただし、来場者・受講者等の対応は利用者が責任をもって行ってください。
- ご利用日より7日前からのキャンセルや変更が発生した場合、所定のキャンセル料金を頂戴いたします。会議室のみのご予約の場合と時間外空調供給のお申込みをされている場合と、キャンセル料金が発生する日数が異なりますので、ご注意ください。
  - ・空調の延長について・・・7日前から当日/キャンセル料金は利用料金の100%
  - ・貸会議室の利用について・・・3日前から前日/キャンセル料金は利用料金の50%、当日及び無断キャンセル/キャンセル料金は利用料金の100%

(会場利用制限及び禁止事項)

- 利用者は、第三者に会場の利用権の全部または一部の譲渡・転貸することはできません。判明した場合は、今後一切、貸会議室の利用を許可いたしません。
- 利用申込決定後または、利用中においても、次の場合には利用の取消または利用停止の処置をとる場合があります。この場合に生じる利用者のいかなる損害に対しても当社は一切の責任を負いません。また未経過分の利用料の返還は行いません。併せて、正当な理由なく禁止行為を行った事が判明しましたら、申込者及び責任者に対し損害賠償等の請求を行う事があります。
  - 申込書の記入内容が実際と異なる、または偽りがあった場合。
  - 関係法令に反する場合。また関係官公署の指示に反する場合。
  - 募金行為、宗教活動、政治活動、各種勧誘などを行った場合。
  - 集团的・常習的に暴力的不法行為、反社会的行為がある場合。
  - 注意に従わず、また本規約に違反すると判断した場合。
  - 危険物持込、人身事故、建物・施設などを汚損・破損・紛失した場合。
  - 持込禁止の飲食物(アルコール類など)の消費や室内での喫煙など禁止事項を行った事が発覚した場合。
  - 商品を不特定の消費者に販売する目的で利用する場合。
  - 音・振動・臭気の発生により、周囲に迷惑を及ぼす、又はそのおそれがある場合。
  - 管理上または風紀上好ましくないと認められる場合。
  - 来場者・受講者数が施設の許容範囲を超え周囲に迷惑を及ぼすと判断した場合。
  - 申請者・利用者の中に反社会的勢力に関係する人物がいると判明した場合。

(免責及び損害賠償)

- 利用中の展示物及び利用者・来場者・受講者等が持ち込みになられた物(貴重品を含む)等の盗難・破損事故及び人身事故については、その原因の如何を問わず一切の責任を負いません。
- 天変地異、関係各省庁からの指導、その他当社の責に帰さない事由により利用が中止されたとき損害について一切の責任を負いません。
- 建造物・設備・什器・貸出備品等を毀損・紛失された場合、その損害に対し全額賠償請求します。
- 利用者が本規約に違反したことにより当社が損害を被った場合、その損害に対し全額賠償請求します。
- 当社の責に帰すべき事由により利用者に損害が発生した場合、当社は受領した利用料金を限度として、その損害を賠償するものとします。

(安全管理)

- 利用中は、利用者の責任の下に防災・防犯等の安全管理を行ってください。
- 利用者は来場者等の安全の為、非常時に備え非常口、防災設備の位置や利用方法を予め熟知してください
- 会場の保安全管理の必要があると判断した場合、立入ることがあります。また防災上必要と判断した場合は、利用中であっても、機材等の移動をお願いします。
- 危険物の持ち込みは一切できません。

(荷物の搬入出について)

- 荷物の運搬・搬入搬出、保管中の盗難・破損及び汚損につきましては、一切関知しません。
- 貴重品、精密機器、生鮮食料品、生き物については、荷物の事前搬入及び利用中のお預かりはできません。

(利用後の原状回復)

- 会場内外の建造物・設備・貸出備品等を毀損・紛失・汚損させ、原状回復に実費や工数がかかる場合は、実費にて請求いたします。
- 利用終了にあたり、発生したごみ等はすべてお持ち帰りいただき、原則利用前の状態まで原状回復してください。

(遺失物の扱い)

- 施設内での遺失物は、ビル管理室又は警察に届けることとします。

(その他)

- 規約に記載のない事項については、船場センタービル管理規約に準じるものとします。

(規約の変更)

- 規約の内容は、予告なく変更することがあります。その際には利用者等にお知らせする努力を行います。  
規約作成日 平成29年11月1日